

日本酒の販売促進・PR資材等製作業務公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は、「日本酒の販売促進・PR資材等製作業務」に係る業務を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

日本酒の販売促進・PR資材等製作業務

(2) 委託業務の内容

別添「日本酒の販売促進・PR資材等製作業務委託仕様書」のとおり

(3) 事業期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 予算限度額

金 3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

次の(1)と(2)に掲げる要件をすべて満たす単体による参加者（以下「単体参加者」という）または次の(1)と(2)の要件をすべて満たす者により構成される共同企業体であること。なお、共同企業体の場合は、別記「共同企業体構成員名簿」を参加表明書と同時に提出すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(2) この公募の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。

5 企画提案手続等に関する事項

(1) 企画提案の方法

参加資格を有し、企画提案を希望する事業者は、次に挙げる書類を提出すること。

ア 企画提案書

- ・A4判使用とすること（縦横自由。枚数制限なし。枚数の多寡は審査基準に含まない。）
- ・類似事業の実績（特にデザイン実績について）について記載すること。

※製作物のイメージやデザイン例等のラフ提出は、必須としないが提出を妨げるものではない

イ 参考見積書

- ・委託項目ごとに内訳をできる限り詳細に記載すること
- ・仕様書に示す、コンセプトデザイン製作、資材製作、その他管理費等の項目別に示すこと
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。内税表記、外税表記のいずれでも差し支えないが、消費税及び地方消費税の額を記載すること

(2) 企画提案書等の提出方法及び提出期限

(1) ア～イに掲げる書類を、令和5年3月22日(水)午後5時必着で、電子メール又は、郵送又は、手交により提出すること。提出先は下記のとおり。なお、郵送の場合は、「簡易書留郵便」で送付すること。

《提出先》

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 やまぐちの農林水産物需要拡大協議会 (県庁9階ぶちうまやまぐち推進課内) TEL : 083-933-3395 FAX : 083-933-3359 E-mail : a16700@pref.yamaguchi.lg.jp
--

(3) その他

- ア 提案は、1単体事業者または1共同企業体につき1提案とする
- イ 書類作成などの提案に要する経費は応募者の負担とする
- ウ 提出された書類の差替えや訂正は認めない
- エ この要項に基づき提出された提案書類については、返還しない
- オ 契約の相手方として決定されるまでは、いかなる場合でも参加を辞退することができ、以後の取扱いにおいて不利益を与えるものではない。

6 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

審査は、日本酒の販売促進・PR資材等製作業務審査委員会において、企画提案書による書面審査を行い、各審査員の審査点の合計点を参考に合議の上で決定する。

(2) 評価項目及び配点

以下の基準により評価を行うこととする。

評価項目		配点	評価の観点
1	業務実施体制	10	・委託者の要望等に迅速、柔軟に対応できる体制が整っているか。
2	業務内容の理解度	10	・仕様書の業務内容について十分理解し、目的が達成できる内容となっているか。
3	企画内容に関すること	20	・委託者の求める内容の提案となっているか。 ・事業内容に創意工夫・独自性がみられるか。
4	過去の実績等	30	・類似事例の実績があり、确实かつ効果的に業務を遂行できる能力を持っているか。
5	必要経費	30	・実施内容に見合った適切な経費となっているか。 ・経費内訳は項目毎に詳細に書かれているか
合計		100	

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対し、プロポーザル審査の選考結果及び得点（応募者の得点のみ）を文書により通知する。

7 委託業者決定までの流れ

令和5年3月 6日（月） 募集開始
令和5年3月22日（水） 企画提案書提出期限
令和5年3月24日（金） 審査の実施（予定）・委託者決定
令和5年3月27日（月） 業務委託契約締結

8 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- (1) 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 事業者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務執行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

9 問い合わせ

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

やまぐちの農林水産物需要拡大協議会（県庁9階ぶちうまやまぐち推進課内）

担当 大永

TEL : 083-933-3395 FAX : 083-933-3359

E-mail : a16700@pref.yamaguchi.lg.jp